



市政

議会

問>議会事務局 ☎893-4411 (内線337~340)

市では予算や条例など重要な事柄を審議する市議会が開かれ、どなたでも傍聴することができます。市民の皆さんは、市の行政についての要望等を請願書または陳情書として提出できます。これらの審議もここで行われます。

市議会

市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、市の意思を決定する機関です。年4回(3・6・9・12月)の定例会のほか、必要に応じて臨時会が招集されます。本会議の内部審査機関として現在、総務・福祉教育・経済建設の3つの常任委員会、また議会改革に関する調査・基地関係の2つの特別委員会、そして議会の運営に関する事項を協議する議会運営委員会などが設置されています。

市議会の傍聴

どなたでも本会議を傍聴できます。傍聴される方は、傍聴席入口で傍聴者名簿へ記入を済ませてから、入場してください。ルールを守って傍聴しましょう。

また、各委員会も傍聴できますが、状況により人数の制限や非公開とする場合もありますので、傍聴を希望する場合は事前に議会事務局へお問い合わせください。

請願と陳情

皆さんの要望や意見を市政に反映させる方法として市議会へ請願書または陳情書を提出することができます。請願書には議員の紹介が必要です。詳細については議会事務局へお問い合わせください。

会議録

本会議の発言記録等を掲載した会議録を定例会、臨時会ごとに作成しています。議案の審議内容や一般質問等、詳しく知りたい方はご利用ください。会議録は、市議会のホームページ、市民図書館、議会事務局で閲覧できます。

選挙管理委員会

問>選挙管理委員会事務局 ☎893-4411 (内線185・186・187)

選挙権

日本国民は、満18歳になると国会議員などみんなの代表を選挙で選ぶ権利が与えられます。

ただし、県知事や市町村長、県・市町村議会議員の選挙権は、年齢が満18歳以上であることのほかに、その県や市町村に3カ月以上住んでいることが必要です。

被選挙権

選挙によって選ばれる国会議員や知事、市町村長、県議会議員、市町村議会議員に立候補する資格のことです。被選挙権は、日本国民で次の要件を満たしていることが必要です。

- 参議院議員・知事…満30歳以上
- 衆議院議員・市長…満25歳以上
- 県議会議員・市議会議員…満25歳以上で、かつ、当該選挙の選挙権があること

選挙人名簿の登録

選挙人名簿には、住民基本台帳に登録されている方のうち登録資格のある方が選挙人名簿に登録されます。これに登録されていないと、たとえ選挙権があっても選挙の際に投票できません。

◎**定時登録**…毎年3・6・9・12月の1日現在により、登録資格のある方(宜野湾市に3カ月以上住所を有する人)を住民基本台帳の記録に基づいて、選挙人名簿に登録します。住所移転のときに、転入届等の提出が遅れると選挙人名簿に登録されず、投票できない場合がありますので、届け出は早めに行うようにしてください。

◎**選挙時登録**…選挙の公(告)示直前に登録資格のある方を登録(選挙の基準日現在で、宜野湾市に転入して3カ月以上住所を有し選挙期日現在で満18歳以上の方)

◎**補正登録**…定時登録及び選挙時登録において、登録資格のある方が登録されていないことを知った場合に登録。※登録されると、死亡または転出(転出した日から4カ月間は抹消されません。)しない限り、永久選挙人名簿に登録されています。

選挙人名簿の閲覧

閲覧

選挙人は、選挙人名簿を見ることができます。
◎**閲覧期間**…選挙の公(告)示の日から選挙の期日後5日に当たる日までの期間を除き、役所の勤務時間内8:30~17:15まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)に閲覧できます。

期日前投票と不在者投票

期日前投票

選挙人が投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務や疾病、負傷、出産、身体障がい等のため、歩行困難等の理由で投票所での投票が難しい場合に、公(告)示の翌日から投票日前日まで市選挙管理委員会において定めた投票所で投票を行うことができます。
※投票の際には、宣誓書に列挙されている一定の事由の中から、自分が該当するものを選択します。投票を行う時間は、8:30~20:00までです。

不在者投票

- ①滞在先での不在者投票
仕事や旅行などで選挙期間中に市外に滞在している方は、市選挙管理委員会に不在者投票宣言書・請求書にて、投票用紙の請求をすることによって、滞在先の市町村選挙管理委員会で、投票を行うことができます。投票日には選挙権を有することになるが、選挙期日前において投票を行おうとする日には、まだ選挙権を有しない方(選挙期日には18歳を迎えるが、選挙期日前においては、まだ17歳であり選挙権を有しない方)については期日前投票をすることができないので、例外的に不在者投票をすることができます。
- ②病院等での不在者投票
指定病院等(沖縄県選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・施設等)に入院中または、入所中の方は、その病院等の不在者投票管理者である病院長または、施設長等の管理者に申請することによって、その指定病院等での不在者投票をすることができます。
- ③郵便等による不在者投票
身体障がい者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方および介護状態区分が要介護5である要介護者の方で、障がい及び介護の程度が公職選挙法施行令第59条の2に該当する方は、自宅などで投票を行うことができます。ただし、事前に市選挙管理委員会に申請して、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。また、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた方(上肢、視覚の障害が1級又は、特別項症から第2項症までである者と記載されている方)は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者に代理記載をさせることができます。手帳の記載等で該当するかどうかかわからないときは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理投票と点字投票

代理投票

身体の障がい等で字を書くことに不便を感じる方に代わって、投票所で選挙人が申し出た候補者の氏名等を、投票事務に従事する者のうちから2人の補助者が代理記載する制度です。

点字投票

目の不自由な方は、投票所で点字投票の申し出をすれば、点字器で投票できます。

在外選挙

在外選挙人名簿の登録

満年齢18歳以上の日本国民で、国外におけるその方の住所を管轄する領事館等の区域に引き続き3カ月以上住所を有する方は、申請により在外選挙人名簿に登録することができます。

在外投票

在外選挙人名簿に登録された方は、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙について、所在領事館等において投票することができます。

海区漁業調整委員会委員選挙人名簿

選挙人名簿登録要件

- ①宜野湾市に住所または事業場を有する方
- ②漁船を使用する漁業を営みまたは、漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採取若しくは、養殖に従事する方
- ③1年に90日以上②に従事する方
- ④その年の12月5日現在で満18歳以上の方
9月1日現在で上記の全ての要件を満たす方は、毎年9月5日までに市選挙管理委員会に海区漁業調整委員会委員選挙人名簿への登載を申請することができます。選挙は4年に1度で、選挙による委員定数は9人で選挙区は、沖縄県全県区となっています。



● 検察審査会と検察審査員の選定

■ 検察審査会

選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査員が、一般国民を代表して、検察官が被疑者(犯人と目される者)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)の善し悪しを審査することを主な仕事とするところです。

犯罪の被害者(被害者が死亡した場合はその親族等)や犯罪を告訴・告発した人が、検察官の不起訴処分に不服がある場合に検察審査会へ申立てをすることができます。

■ 検察審査員の選定

那覇検察審査会管轄の市町村(宮古・八重山を除く)の選挙管理委員会が、毎年9月1日現在の選挙人名簿に基づいて、くじで候補者(約300人)を選び、候補者名簿を作成して那覇検察審査会事務局へ送付します。

那覇検察審査会事務局では、市町村選挙管理委員会から送付された候補者名簿の中から、年4回にわたり裁判官、検察官及び吏員の立会のもとに検察審査員及び補充員が、くじで選定されます。

検察審査会は、検察官の不起訴処分に対する一般国民の民意を反映させるための司法制度の一つであり、一般常識を有する市民誰もが検察審査員になれます。検察審査員は、くじで選定された裁判所の非常勤職員(任期6カ月)となりますので、選定された場合には特別な事情がない限り辞退する事ができない事になっています。

● 裁判員制度と裁判員候補者の選定

地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会が、毎年9月1日現在の選挙人名簿に基づいて、くじで選んだ候補者名簿を作成し、地方裁判所へ送付します。

地方裁判所では、市町村選挙管理委員会から送付された候補者名簿の中から、くじで選ばれた候補者が刑事裁判に参加する制度で、6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに一つの事件ごとに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

選定された場合には特別な事情がない限り辞退する事ができない事になっています。

広報・広聴

問>秘書広報課 ☎893-4411(内線424)

● 市報ぎのわん

市政の解説、施策や行事のお知らせ、催し物の案内等を掲載した広報紙を毎月10日に発行し、皆さんのご家庭に、シルバー人材センターを通じて配布しています。

■ 市報配布について

「市報ぎのわん」は、全世帯配布を行っています。全世帯へ市報の配布が完全に行えるよう努めていますが、ご自宅へ配布されない場合や二重に配布されるということがありましたら下記までご連絡ください。

● 宜野湾市シルバー人材センター ☎893-6828

● 市勢要覧の発行

宜野湾市の概要を知るための市勢要覧を発行しています。市勢要覧には宜野湾市の様々な取り組み、歴史や文化、経済等を写真や資料等でわかりやすく紹介しています。

● 市民便利帳の発行

市民生活の中で、市役所で必要な届け出や手続きの方法、窓口業務から施設の案内等、暮らしの情報を掲載した市民便利帳を発行しています。

● ラジオ広報

宜野湾市で開催されるイベントや市の業務等、ラジオをとおして情報をお届けしています。

■ FMぎのわん …………… FM 79.7MHz

毎週月曜 10:00～10:15

■ ぎのわんシティFM …… FM 81.8MHz

毎週月～金曜 12:55～13:00

● 点字広報

視覚障がい者のための点字広報を毎月1回発行しています。



市
政